

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令案」に対する意見募集について

令和8年4月17日  
公正取引委員会

公正取引委員会では、最近における経済情勢の変動に鑑み、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」といいます。）の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人に支給する日当の最高額を引き上げるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和23年政令第332号）第3条第2項の一部を改正することを予定しています。

つきましては、本件について、下記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

記

1 改正の概要

(1) 改正内容（別紙（新旧対照条文）参照）

令和8年7月1日から、独占禁止法の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人に支給する日当の1日当たりの上限額をそれぞれ次のとおり300円引き上げる。

	現行額		改定額
参考人	8,450円		8,750円
鑑定人	8,050円		8,350円

(2) 算出根拠

ア 参考人に支給する日当

現行の上限額8,450円に令和7年度の人事院勧告の勧告率（民間給与との較差）を乗じた金額を計算した結果算定された金額である約8,755円を、従前どおり50円単位で端数処理した金額である8,750円とした。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局管理企画課  
電話 03-3581-3381（直通）  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp>

#### イ 鑑定人に支給する日当

現行の上限額8,050円に令和7年度の人事院勧告の勧告率（民間給与との較差）を乗じた金額を計算した結果算定された金額である約8,341円を、従前どおり50円単位で端数処理した金額である8,350円とした。

## 2 意見募集

### (1) 資料入手方法

- ア 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- イ 公正取引委員会のホームページに掲載

### (2) 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

#### <電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームの場合>

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)画面中の「意見募集案件」の「「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令案」に対する意見募集について」から、意見募集要領等を確認後、「意見入力へ」のボタンをクリックし、意見入力画面から提出を行ってください。

#### <電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルや URL へのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

メールアドレス：ryohiseirei2026-O-jftc.go.jp（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

（注）メールの件名を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見」と明記してください。

#### <郵送の場合>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 宛て

(3) 意見提出期限

令和8年5月18日（月）18：00必着

(4) 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。